

2 英国の移民統合政策

—共有されるべき価値観とアイデンティティの模索—

岡久 慶

目次

I 背景	IV 統合及び結合委員会の設置
II 「多文化主義」の揺らぎ	V 統合及び結合委員会の最終報告
III 「共同体の結合」に向けた動き	VI 今後の課題

I 背景

イギリスは民族の出入りが激しい歴史を持つ国である。古代から中世にかけては、ローマ人、アングロ・サクソン人、ノルマン人等による征服と入植を経験し、近世に入ってから、17世紀にはフランスから迫害を逃れてきた新教徒、18世紀には奴隷貿易で連れてこられた黒人、19世紀末から20世紀初頭にかけてはロシアから逃れてきたユダヤ人が、それぞれ移住した。

大英帝国の経済的繁栄の一端は、奴隷貿易⁽¹⁾が担っていたといわれ、また経済効果を狙った植民地間の安い労働力の移動・利用も頻繁に行われてきた⁽²⁾。第二次世界大戦後に、病院、交通、繊維工業等における非熟練労働者の不足に悩んだイギリスは、旧植民地の安価な労働者を積極的に受け入れることとした。「1971年移民法」(Immigration Act 1971 (c.77))が制定され、父母又は祖父母がイギリス生まれでないか、就労許可を持たない英連邦加盟国市民の受入れを制限するようになるまでの間、多くの西インド諸島出身の黒人⁽³⁾や、インド亜大陸出身のアジア人⁽⁴⁾がイギリスに移住し、ロンドンをはじめとする大都市に定住するようになった。

1948年6月22日、西インド諸島からの移民団492人を乗せた客船エンパイア・ウィンドラッシュ号がテイルベリー港に到着し、乗客が渡し板を下る光景は、イギリスがその後多民族、多文化の国として発展していく現代史を象徴する画期的事件として記録されている⁽⁵⁾。この移民団の到来が知られると、これが白人労働者の職を奪う大量移民のさきがけとなるという脅威論が湧き上がり、当時のアーサー・クリーチ・ジョーンズ植民地相は、「彼らは一冬ももたない」

(1) アフリカから西インド諸島に黒人奴隷を移送し、サトウキビのプランテーションで働かせることで莫大な利益を上げた。

(2) 上記のアフリカから西インド諸島への労働力移動に加え、インド亜大陸から東アフリカ、南太平洋の島々からオーストラリアといった労働力移動の事例がある。Paul Wignall, *Multicultural Britain*. Oxford: Heinemann Library, 2002, pp.20-21.

(3) 注(1)で挙げた、アフリカから西インド諸島に移送された奴隷の末裔である。

(4) イギリスにおいてアジア人とは、インド、パキスタン等の南アジアの民族をいう。60～70年代にかけては、注(2)で挙げた東アフリカに移住したアジア人が当該地域を追放され、イギリスに流入している。

(5) Mike Phillips, *Windrush-the Passengers*. (BBC ウェブサイトのページ) <http://www.bbc.co.uk/history/british/modern/windrush_01.shtml>

と述べて、不安を鎮めようとした⁽⁶⁾。しかし、この予測は外れ、一時的滞在者であるはずの移民たちは定住し、世代を重ね、イギリスという国の性格をも変えていくことになる。

2001年イギリスの国勢調査によれば、イギリスの総人口約5878万人の主な人種グループは、白人系が約5415万人（92.12%）、アジア系約233万人（3.97%）、黒人系約114万人（1.95%）となっており、白人以外の人種的マイノリティが総人口の7.88%に上ることが分かる⁽⁷⁾。さらにマイノリティも多様化し、人口約1万人以上の民族グループが40以上存在する⁽⁸⁾。

II 「多文化主義」の揺らぎ

イギリスは一般に多文化主義国家と見なされている。多文化主義とは、人種的多様性を許容し、マイノリティ共同体の組織や文化を支援するという考え方である。具体的には、職場における多様性を尊重し、メディア等におけるポジティブなイメージを奨励し、公共サービスを調整するなどの政策によって、マイノリティの集団的アイデンティティを寛容に扱い、尊重することとされている⁽⁹⁾。しかし、こうした定義が実際にイギリスに当てはまるか否かについては、意見が分かれる。一般に多文化主義の支持者は、これを人種差別と対極にあるものと位置づける。一方、このような多文化主義においては、マイノリティの個性尊重が強調されすぎて、マジョリティ側による一方的譲歩という結果を招いたとする見方もある⁽¹⁰⁾。

しかし、多種多様なマイノリティの存在を考慮すれば、イギリスが国家として多文化的であること（multicultural）は現実である。また、イギリスが、マイノリティの出自、文化を尊重する寛容な社会であることを、自国のアイデンティティとしてきたことも事実である。これは二重国籍を認める「1948年英国籍法」(British Nationality Act 1948 (c.56))、人種、肌の色、出身国、民族等に基づく直接・間接的な差別を禁じる「1976年人種関係法」(Race Relations Act 1976 (c.74))等の法律に、その裏づけを見ることができる。

1976年法は、地方自治体その他の公共機関に機会均等と良好な人種関係を促進する義務を課し、同法を改正した「2000年人種関係（改正）法」(Race Relations (Amendment) Act 2000 (c.34))は、これに人種平等を促進する義務を追加している。また、1976年法に基づいて、行政法人である人種平等委員会⁽¹¹⁾が設置され、差別の廃絶、人種間の平等の促進、法律の実効性の監視等を担っている。

改正を含めた1976年法に基づく義務は、具体的義務と一般的義務とに分けられる。具体的義

(6) Clement Attlee Lecture: *Trevor Phillips's speech*, Apr. 21, 2005. (人種平等委員会ウェブサイトのページ) <<http://www.cre.gov.uk/Default.aspx?LocID=0hgnew06b&RefLocID=0hg00900c002&Lang=EN.htm>>

(7) 統計局ウェブサイトの次のページを参照。<<http://www.statistics.gov.uk/statbase/Expodata/Spreadsheets/D6588.xls>>

(8) Commission on Integration and Cohesion, *Themes, Messages and Challenges: A final analysis of the key themes from the Commission on Integration and Cohesion Consultation*, Jun. 2007, p.8.

(9) Steven Vertovec, *The Emergence of Super-Diversity in Britain* (Centre on Migration, Policy and Society Working Paper No. 25). University of Oxford, 2006, p.3. <<http://www.compas.ox.ac.uk/publications/Working%20papers/Steven%20Vertovec%20WP0625.pdf>>

(10) Patrick West, *The Poverty of Multiculturalism*. London: The Institute for the Study of Civil Society, 2005, vii-viii (Introduction by Kenneth Minogue).

(11) 2007年10月1日、その他の平等擁護を司る機関と合併し、性別、人種、障害、宗教及び信仰、性的ライフスタイル、年齢を理由とした差別の是正と、1998年人権法に基づく人権擁護の任務を担う平等・人権委員会 (Commission for Equality and Human Rights) に改組された。

務には、人種平等促進を目的とした具体的な行動計画及び戦略を含む、人種平等スキームを策定・公開すること、職員全体、応募、訓練、昇進等における人種ごとの割合を算出し、全国的な人種割合と比較した上⁽¹²⁾で、著しく少ないグループがあった場合に是正措置をとること等が含まれる。

一般的義務には各公共機関があらゆる活動において差別の廃絶、機会均等と良好な人種関係の促進を念頭に置くことを定めており、人種平等委員会のガイドラインに沿うことが要請されるものの、多くの部分が各機関の裁量に委ねられている。このため、特にマイノリティが多い地方自治体においては、出身国言語を教育及び学習に使用することを推奨し、英語とのバイリンガルを振興し、マイノリティの祭事及び文化行事を支援することが積極的に行われている⁽¹³⁾。また公衆向け必要情報（例えばゴミ収集）の翻訳サービスも盛んに行われ、2006年では地方自治体による約2500万ポンド（59億円）、国家保健サービスによる約5500万ポンド（130億円）の支出をはじめとして、1億ポンド（236億円）が使用されている。

いずれにせよ、国内の人種的、文化的多様性が、イギリスを経済的にも文化的にも豊かにしたという考え方は、「多様性を祝福する (celebrating diversity)」という標語と共に、政治の主流における共通認識となった。しかし、21世紀に入って、こうした「多文化主義」のあり方に様々な疑問が提起されるようになってきた。直接の契機となったのは、①2001年夏の北イングランドの暴動事件、②2005年7月のロンドン同時多発テロ事件等である。

①の暴動が発生したのは、ブラッドフォード、バーンリー、オールドハムといった、かつて繊維工業で繁栄した街である。これらの地域では、第二次世界大戦後、労働力不足を補うために渡来したアジア系移民が、地元の白人系住民から隔離された集住地域を形成していた。近年に入り、繊維工業の衰退によって失業率が上昇し、地域活性化事業の分配に対する不公平感が増していた。そこに過激な白人至上主義団体による挑発等が重なったことが、暴動につながった。

②に関しては、外交政策への不満、差別や経済的な困難による社会的疎外感、現在のイギリス社会と所属共同体の伝統的価値観とのギャップ等が、一部のマイノリティのイギリスへの帰属意識を希薄化し、過激なイスラム原理主義への傾斜を生む素地を形成したと論じられている⁽¹⁴⁾。

①、②からも分かるように、現実が生じている社会の軋みの要因を全て「多文化主義」に求めることは的を射ていない上に安易な攻撃対象にされた観もある。多文化主義への批判をまとめると、次のようになろう。

- ・多文化主義に基づく文化的個性の尊重が、マイノリティ共同体内における人権侵害の黙認になりかねないこと。特に中東、南アジアにおける男性優位、父権社会に根ざした、強制結婚

(12) 国勢調査との比較が望ましいとされる。

(13) 筆者が2007年4月2日にプレント区（ロンドンの区で、イギリスで最も人種的多様性に富む地方自治体。区役所職員も多様性を考えて採用され、マイノリティ職員の合計がマジョリティ職員を超える唯一の自治体でもある。）で行った現地インタビューによる。なお、同区のイベントでは、多様性とは人種・民族・文化・宗教にとどまらず、性別、障害、年齢、性的指向（同性愛等）等を含むものとして位置づけられていた。

(14) 内務省及び外務省が共同で作成し、2004年4月6日付で首相のために提出した内部報告書による。報告書は漏洩され、下記の記事で報道・アップロードされている。 Robert Winnett and David Leppard, "Leaked No 10 dossier reveals Al-Qaeda's British recruits.", *Sunday Times*, Jul. 10, 2005. <<http://www.timesonline.co.uk/article/0,,2087-1688261,00.html>>

や名誉殺人等に対してイギリス政府の対応が不十分であったと指摘される⁽¹⁵⁾。

- ・多文化主義に基づく文化の相違点が強調されるあまり、社会的枠組の中における相違点の調停（つまり統合推進）を困難にしていること⁽¹⁶⁾。文化的相違点の強調は、就職率、貧困の格差に対する認識を歪ませ、共同体間の対立を生み、①で挙げた暴動の要因となったと言われている⁽¹⁷⁾。マイノリティ集住地域における教育についても、英語が実質的に「第二言語」扱いとなり、公文書や標識でもマイノリティ言語への翻訳サービスが提供されることにより英語能力の向上が阻害されるために、就職等におけるマイノリティの社会適応を妨げているとの指摘もある⁽¹⁸⁾。
- ・多文化主義が、マジョリティ側の文化を軽視する傾向を生み出すこと。多くの場合、右派の論壇から提示される議論であり、多文化主義を大英帝国解体後の、アイデンティティの空白が生み出した結果と位置づけ、大英帝国時代の植民地主義をことさら罪悪視した歴史認識が、自国のポジティブなイメージを損ない、マジョリティ、マイノリティ双方の統合を妨げていると論じているものである⁽¹⁹⁾。

従来、多文化主義支持層であった左派リベラル層からも、現行の多文化主義が異文化間の「相互不可侵協定」にすぎず、国のアイデンティティを創造するための「神話」とはなりえないこと⁽²⁰⁾、あるいは多文化主義によって相互の異質性が強調された社会では、相互扶助に根ざす福祉国家を維持できないことが指摘されるようになった⁽²¹⁾。このように、リベラル陣営からも多文化主義を見直し、マイノリティも社会の中核となる価値観を受け入れるべきであるとの論調が強まってきたのである。

Ⅲ 「共同体の結合」に向けた動き

2001年の暴動を踏まえ、浮上してきたのが「共同体の結合」(community cohesion) という概念である。元々はカナダの政府機関で、信頼、希望、相互性を核として、価値観を共有する共同体を発展させるという意味で用いられた用語とされるが、イギリスにおいては、社会秩序と市民性が強調されているのが特徴であるといわれている⁽²²⁾。特にこの考えに熱心だったデヴィッド・ブランケット内相(当時)は、共同体の結合とは不平等問題への取組みにとどまらず、市民としての誇りを再建し、市民性を促進し、共同体の自助能力を強化することであると説明している⁽²³⁾。

(15) 「名誉殺人」(honour killing) は、多くの場合、家族の女性による自由恋愛によって「名誉を傷つけられた」家族の男性が、当該女性を殺害するという形式をとる。2004-2005年度で12件以上発生したといわれる。Nabanita Sircar, "Honour killing cases on rise.", *Hindustan Times*, Dec. 7, 2005 <http://147.208.132.198/2005/Dec/07/5983_1567505.00430005.htm>.

(16) Ted Cante, *Community Cohesion: A New Framework for Race and Diversity*. New York: Palgrave Macmillan, 2005, p.11.

(17) *ibid.*

(18) *op.cit.* (10), pp.50-51.

(19) Melanie Phillips, "Ethnic camouflage for a fragmenting nation.", *Daily Mail*, Jan. 21, 2005.

(20) Yasmin Alibhai-Brown, *Identity and foreign policy after multiculturalism*, p.110 (同氏が2000年に刊行した著書 *After Multiculturalism*. London: Foreign Policy Centre, 2000. を元に、インターネット上で掲載したもの。) <<http://www.bond.org.uk/pubs/eu/world/euident.pdf>>

(21) David Goodhart, "Too diverse?", *Prospect Magazine* Issue 95, (2004.2).

(22) Alison Gilchrist, *Community Cohesion and Community Development: Bridges or Barriers?* London: Community Development Foundation, 2004, p.9.

(23) *op.cit.* (16), p.49.

内相はこのような考えに基づき、「2002年国籍、移民及び庇護法」(Nationality, Immigration and Asylum Act 2002 (c.41))によって、市民権獲得のための試験及び儀式制度を導入した⁽²⁴⁾。この試験を受ける者は、18歳以上で、5年間(イギリス市民と結婚していれば3年間)合法的にイギリス国内に滞在しているか、過去12か月の間、イギリスへの無期限滞在許可、居住権又はアイルランド市民権を有しており(イギリス市民と結婚していれば12か月の条件は課されない)、善良な人格(good character)とESOL(英語を母国語としない者のための英語[English for speakers of other languages])の「初歩3レベル」の資格を有することが求められる。

試験においては、言語能力(英語、ウェールズ語、ゲール語)及び次のようなイギリスの社会知識が試される⁽²⁵⁾。

- ・歴史的背景を踏まえた国制：議会制民主主義、君主、内閣等の制度に加え、人権、フェアプレイの精神、言論の自由等の概念を含む。
- ・多文化社会としてのイギリス：4つの地方からなる連合王国の構成、コミュニティ間の宗教・文化の違い、女性の役割の変化と若者の文化等。
- ・法律の知識：警察の権限、市民の権利と義務、差別禁止法、法律相談の方法等。
- ・雇用：就職先の見つけ方、国の保険、最低賃金、労働時間及び労働組合についての知識等。
- ・援助と情報：市民相談所、地元の団体、議会、公共図書館及び医療機関へのアクセス方法等。
- ・生活の必要情報：住居の種別、国民保健サービス(NHS)の利用、水・ガス・電気の利用、署名を行う時の注意等。

試験合格者は、地方自治体が主催し、地元の要人(自治体議会の議長、首長等)が臨席する儀式において、王室及び連合王国への忠誠、民主主義の擁護、及び国法の遵守を誓って市民権を獲得することとなる⁽²⁶⁾。

また、イギリス政府は、共同体の結合性向上のために、社会的成功度の均一化が重要であると考えており、「機会の向上、社会の強化⁽²⁷⁾」と名づけた戦略を複数省庁合同で2005年から2008年まで施行している。これは教育、労働市場、住宅、保健、刑事司法の各方面において、平等な待遇を徹底化することを目的とした総合計画で、主要な施策は次のとおりである⁽²⁸⁾。

- ・教育分野：マイノリティの生徒の成績向上のための助成金(Ethnic Minority Achievement Grant)⁽²⁹⁾を、より成績の悪いグループ(インド系を除くアジア人、西インド諸島系黒人の特に男子)に集中投資する。英語が第一言語でない生徒への教育に重点を置く。マイノリティ出身の教師の割合を3年以内に9%以上とする。
- ・労働市場：職業センターにおいて、特に就職が不利なグループ(インド系を除くアジア人、黒人)

(24) 詳細は岡久慶「連合王国市民権の獲得—試験と忠誠の誓い」『外国の立法』231号, 2007.2, pp.14-22を参照。<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/231/023103.pdf>>

(25) Home Office, *The New and the Old: The report of the "Life in the United Kingdom" Advisory Group*, Sep. 2003. <<http://www.ind.homeoffice.gov.uk/6353/aboutus/thenewandtheold.pdf>>

(26) 例として、イスリントン地方議会ホームページにおける儀式紹介ページを参照。<<http://www.islington.gov.uk/community/birthsdeathsandmarriages/citizenship.asp>>

(27) Home Office, *Improving Opportunity, Strengthening Society: The Government's strategy to increase race equality and community cohesion*. Jan. 2005. <<http://www.homeoffice.gov.uk/documents/improving-opportunity-strat>>

(28) 以下、上記(27)の資料及び次のフォローアップ資料を参照した。

Department for Communities and Local Government, *Improving Opportunity, Strengthening Society: One year on - A progress report on the Government's strategy for race equality and community cohesion*. Jul. 2006.

<<http://www.communities.gov.uk/documents/communities/pdf/160560>>

(29) 第一言語が英語でない生徒のための助成金で、2005年度において1億6800万ポンドが計上された。前掲注(26)を参照。

のために特化された支援を行う。また、公共機関による調達、委託等の契約締結に当たって⁽³⁰⁾、契約相手が職員の多様性と平等性を促進していることを要件とする枠組を定める（現在検討中）。約150万の成人の識字及び初歩的計算の能力を向上させる。

- ・保健：マイノリティ・グループによって特定の疾病にかかり易い⁽³¹⁾ことに配慮し、保健関係者及び該当グループにおける病気の知識向上を図る。
- ・住宅：過密住居問題がマイノリティにとって特に深刻な問題であること⁽³²⁾を踏まえ、2010年までに全体で約360万世帯、マイノリティで約43万世帯を対象とした公営住宅の質的向上を図る。
- ・刑事司法：警察隊における多様性を促進し、評価・選抜委員会における多様性を、担当地域の多様性を反映したものとする法的な義務を定める。マイノリティに対する職務質問の偏り（黒人は白人の6倍）を是正するため、独立委員会に職務質問の運用と影響について審査させる。

IV 統合及び結合委員会の設置

さらに、2005年7月7日のロンドン同時多発テロ事件から約1か月過ぎた同年8月5日、ブレア首相（当時）は、テロ対策の「12ポイント計画」（12-Point Plan）を打ち出し⁽³³⁾、その中で「市民権獲得の儀式⁽³⁴⁾だけで国への忠誠を保証することが充分であるかどうか再検討し、イスラム教徒共同体の一般社会への統合を強化するための施策について協議する」と発表した。

その一環として、2006年8月24日、政府は、共同体・地方政府省の下に、「統合及び結合委員会」を設置し、共同体間の統合及び結合を推進する政策の策定に当たらせることとした。委員会設置にあたって、ルース・ケリー共同体・地方政府相は、多文化主義を批判的に見直すと言明したために、委員会報告が政策の重点をマジョリティによる人種差別問題への取組みから、マイノリティの側からの統合への歩み寄りに移すのではないかとの憶測を生むこととなった⁽³⁵⁾。

2007年2月21日発表の中間報告⁽³⁶⁾においては、統合の重要な柱として、①移民の英語能力を向上させること、②共有されるべき価値観を確立すること、③居住する地元への帰属意識を強めることなどが挙げられた。①に関しては、現在移民向け公共サービスの一環として提供されている翻訳サービスの継続の是非が問題の中心となる。②では、共有されるべき市民的価値観として、法律遵守、民主主義への参加、公平と公正等が指摘されている。それらを「イギリスらしさ（Britishness）」という概念のもとに組み込むことが検討されたが、この点については、まだ充分踏み込んでいない。③については、マイノリティの帰属意識が、居住する地元と出身国に二分された状態（glocalism）であると指摘している。逆に言えば、イギリスという国家自体へのマイノリティの帰属意識は弱いといえる。

(30) 年間1000億ポンド（23兆7960億円）の市場に相当する。前掲注（28）。

(31) アジア人は心臓病による死亡率が全体平均より50%高いこと、黒人は精神疾患による強制入院率が高いこと（イギリス系白人が全体平均の93%、西インド諸島系黒人が144%）等が挙げられる。前掲注（28）。

(32) 白人世帯では2%、マイノリティ世帯では11%が該当する。前掲注（28）。

(33) 首相官邸ウェブサイト <<http://www.number-10.gov.uk/output/Page8041.asp>>

(34) 前掲注（24）を参照。

(35) Madeleine Bunting, "Alien nation?", *Guardian*, June 13, 2007.

(36) Commission on Integration and Cohesion, *Our Interim Statement*, Feb. 2007. <http://www.integrationandcohesion.org.uk/Interim_Statement.aspx>

関係政府機関、NGO等では、共有されるべき価値観と「イギリスらしさ」を組み合わせることに慎重な意見が強く、多文化主義を肯定的に捉える声が依然として大きいようである。また、委員会の委員らが、イギリス的価値観を打ち出したい政府の意向に同意していないとの指摘もある⁽³⁷⁾。

V 統合及び結合委員会の最終報告

2007年6月14日、統合及び結合委員会は最終報告⁽³⁸⁾を発表した。ダラ・シン委員長による最終報告の序文は、「相違に基づく過去、共有されるべき未来」で始まっており、このことは共同体を分断する要素よりも結びつける要素に目を向けるべきとする最終報告の方向を示している。

上記の「過去」について報告書は、大英帝国の遺産等を含む過去の負の部分に、地域、地元、近隣社会における未来像を共有する中で取り組むべきであるとしている。これは、統合推進にとって困難な問題を避けたものとも評価できる。すなわち、歴史がすべての共同体間で共有または合意できないものであるという前提の下に、帰属意識を育てる上で、国よりも顔の見える地元を中心とする方向を前面に出しているからである。報告書は、イギリス主流社会とマイノリティの価値観は、思いやりや公正といった高いレベルで共通するものであり、あえてイギリス的価値観を強調することは反感と対立を生むと論じる。ここからは、社会の中心となる共有されるべき価値観にイギリスらしさを結びつけるという方向には、委員会がまともらなかったことが窺える。

全体として、中間報告書の柱のうち②の「共有されるべき価値観の確立」は後退した観があり⁽³⁹⁾、それに代わる形で「共有されるべき未来」、あるいは「市民性」の概念が、大きく浮上しているように見える。また、報告書は、統合を双務的なものと位置づけている。

報告書では、世論調査において79%の人が地元では民族、文化の異なる住民と上手く共存できていると回答したことを引用して、概ね統合の状況は順調であると結論づけている。しかし一方で、68%の人は移民が多すぎると回答するなど、不満の声も明らかに存在するとして、その対処のために以下のような勧告を行っている。

- ・ 地方自治体は、地元住民の多様性（宗教、学校の構成等）が詳しく描かれた地図を作成し、これを統合への課題と問題の取組みを発見するのに活用し、「結合の状況」を地方自治体の実績指標に組み入れる。
- ・ 政府は全国統一的な共同体結合指標を設定し、また望ましい社会のあり方と統合及び結合についての見解を明確にする。
- ・ 統合及び結合の政策を通じ、権利と義務の契約としての市民性の概念を確立する。
- ・ 市民権獲得の儀式を帰化市民に限定せず、可能であれば市民性教育と組み合わせて、全青少年に適用する。
- ・ 市民性教育の一環として、青少年を地域ボランティア活動に参加させる。

(37) 筆者が2007年3月から4月に行った現地インタビューによる。

(38) Commission on Integration and Cohesion, *Our Shared Future*, Jun. 2007. <http://www.integrationandcohesion.org.uk/Our_final_report.aspx>

(39) 中間報告では44ページ中14回引用されていたのが、最終報告では168ページ中5回にすぎない。

- ・新規移民の統合を促進するための国レベルでの独立機関を設置する。
 - ・事業主のための統合及び結合のフォーラムを設置し、事業主に新規移民に対する英語、文化理解の教育を義務づける。
 - ・地方自治体による移民向けの翻訳サービスを削減し、これにより抑えた支出で英語の授業を行う。
 - ・個別のマイノリティのアイデンティティを標榜する団体への助成を抑制する。支給する場合は、統合及び結合への貢献度等を評価した上で行う。
- なお、委員会の勧告のうち、何を取捨選択するかは政府に委ねられている。

VI 今後の課題

統合及び結合委員会設置の経緯や当時の報道ぶりとは裏腹に、委員会の最終報告書は、多様性と統合の現状を前向きに評価し、社会の核となる価値観を可能な限り普遍的にとらえようとするものとなった。ある国境移民局の担当者は、「誰もが共有できる価値観は、普遍的すぎてイギリスらしさが見失われるのではないか。」という質問に、「(イギリスらしさを薄めた普遍的価値観は) 合理的な共存には必要なことだ。」と述べている⁽⁴⁰⁾。こうした現場の意見が、報告書には強く反映されていると思われる。

2007年6月27日に就任したブラウン首相は、かねてより憲法改革に言及し、その中でイギリス的価値観を憲法で定義することを示唆してきた。7月3日に刊行された憲法改革の緑書『英国の統治』⁽⁴¹⁾は、市民権に伴う権利と責任の明確化が、共有されるべきアイデンティティと社会的結合を促進すると強調している。そのために、若者の政治参画を促し、国の歴史とイギリス市民であることの意味についての理解を深め、イギリス的価値観を明文化するための包括的討議を始めるとしている。これにより、委員会の最終報告で一度壁にぶつかったように見える、共有されるべきイギリス的価値観、あるいは歴史観といった統合にかかわる問題についての議論が再燃する可能性がある⁽⁴²⁾。

とはいえ、歴史認識の問題は、難しい問題である。大英帝国時代の植民地支配の功罪をはじめ、共同体間での歴史認識があまりにもかけ離れている場合があるためである。人種平等擁護機関である人種平等委員会が2005年11月に発表した研究報告書『イギリスらしさとは何か？市民性と帰属』は、イギリスらしさを歴史的、政治的偉業と結びつけて考えるのは白人だけで、マイノリティは植民地主義等にかかわる「偉業」に批判的であるという構造を明らかにしている⁽⁴³⁾。また、イスラム教徒にとっては、パレスティナ問題、近年の英米両国によるイスラム教圏への「攻撃」に絡んで、歴史問題は非常に感情的な論点となりうる。2007年3月末に発表された報告書では、一部の学校がイスラム教徒の生徒を刺激しないために、十字軍や第二次世界大戦中のユダヤ人虐殺⁽⁴⁴⁾等を教えることを避けた事例も報告されている⁽⁴⁵⁾。生徒たちが、

(40) 筆者が2007年3月28日に行った現地インタビューによる。

(41) Ministry of Justice, *The Governance of Britain*, Jul. 2007. <<http://www.official-documents.gov.uk/document/cm71/7170/7170.pdf>>

(42) 緑書は、権利と責任が明確な結合された社会の構築のために、委員会最終報告の勧告を検討するとも述べている。

(43) Commission for Racial Equality, *What is Britishness? Citizenship and belonging*, Nov. 2005, pp.31-32. <http://www.cre.gov.uk/downloads/what_is_britishness.pdf>

モスクや家庭で教えられる歴史と学校で教えられる歴史が異なっているからである。

「国のアイデンティティを創造するための『神話』」にとって、歴史は不可分の要素といえる。上記録書においても、市民性の理解を助けるのは歴史であると論じている。それが共同体間の感情的議論の対象となりうることは、マイノリティを多数抱えた社会における共通のアイデンティティ、つまりは帰属意識の対象を確立することの難しさを表しているように思われる。

(おかひさ けい 海外立法情報課)

(44) 一部のイスラム教徒はユダヤ人虐殺を否定しており、またイギリス最大のイスラム教徒団体「英国イスラム評議会」は、2007年12月1日までホロコースト犠牲者追悼記念日への参加をボイコットしている。

(45) The Historical Association, *Teaching Emotive and Controversial History 3-19*, Mar. 29, 2007, p.15. <<http://www.dfes.gov.uk/research/data/uploadfiles/RW100.pdf>>